

概 要 版

泉佐野市

第9期

介護保険事業計画

高齢者福祉計画

～ いずみさの すこやか・はつらつプラン ～

令和6(2024)年3月

大阪府泉佐野市



* 計画本編は、こちらから
ご覧いただけます。

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

介護保険制度は、平成12（2000）年に始まり、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行っています。

今後、後期高齢者人口の増加が見込まれる中、高齢者一人ひとりが適切な支援を受け、住み慣れた地域で暮らしを続けることができるよう、関係者が連携してサポートする「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められています。

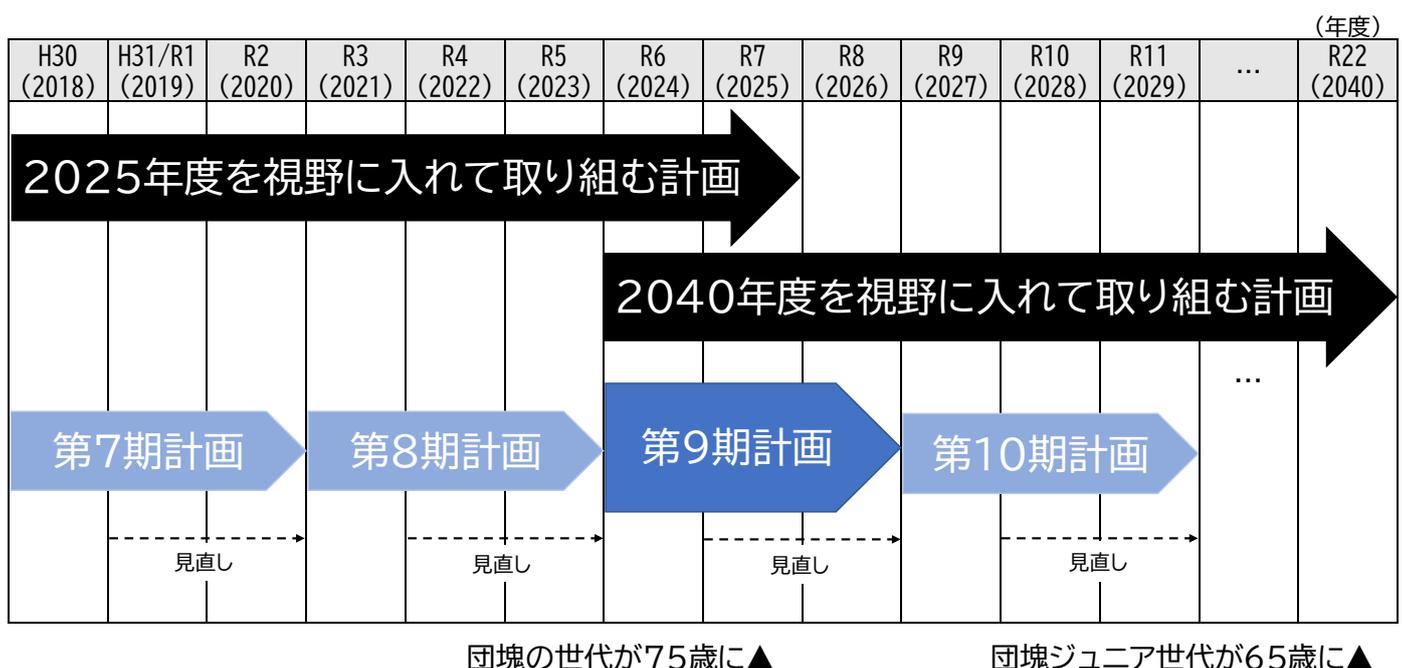
「泉佐野市第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」は、第8期計画までの基本理念等を引き継ぎながら、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年度、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度を見据え、中長期的な地域の介護ニーズの見込みなどをふまえ、介護保険事業施策の取り組むべき事項の整理を行い、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進等を目標とし、地域共生社会の実現に向けた計画を策定することとします。

2 法令等の根拠

本計画は、介護保険法第117条の規定及び老人福祉法第20条の8の規定に基づき3年を1期として策定し、介護保険法第117条第6項及び老人福祉法第20条の8第7項の規定に基づき介護保険事業計画と老人福祉計画を一体のものとして策定しています。

3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間を計画期間として策定しています。



○日常生活圏域について

高齢者が住み慣れた地域での生活を支援していくため、中学校区を一つの日常生活圏域（5圏域）として設定しています。



○日常生活圏域の状況

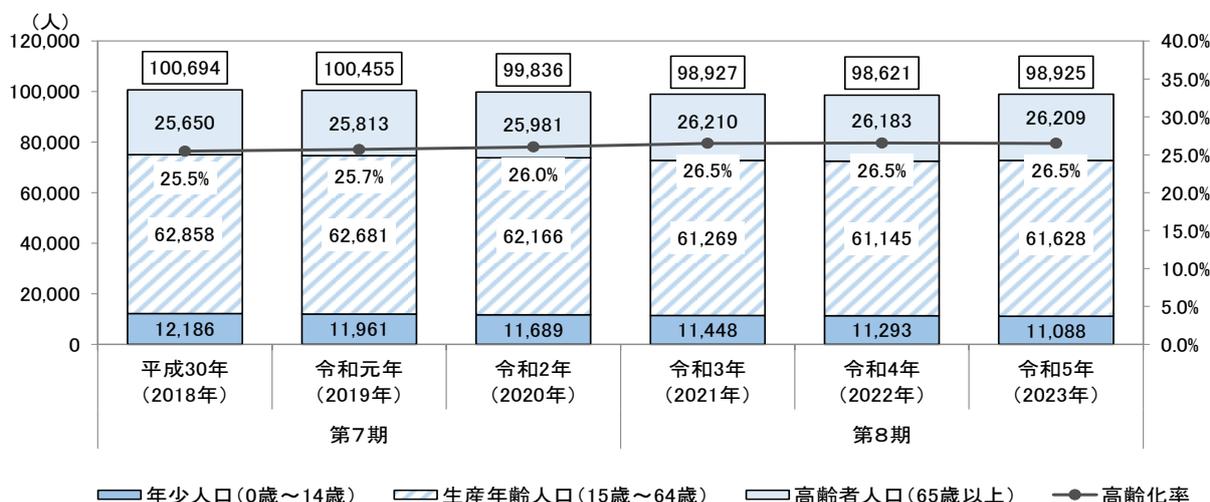
(単位：人)

区分	全市	佐野中圏域	新池中圏域	第三中圏域	日根野中圏域	長南中圏域
人口	98,922	27,371	19,769	21,404	19,996	10,382
高齢者数	26,201	7,416	5,165	6,268	4,376	2,976
認定者数	6,104	1,763	1,240	1,469	913	719
要支援 1	726	208	135	168	128	87
要支援 2	1,153	339	238	295	167	114
要介護 1	948	289	214	204	125	116
要介護 2	1,284	387	255	311	167	164
要介護 3	786	207	161	204	119	95
要介護 4	744	204	146	180	131	83
要介護 5	463	129	91	107	76	60
高齢化率	26.49%	27.09%	26.13%	29.28%	21.88%	28.66%
認定率	23.30%	23.77%	24.01%	23.44%	20.86%	24.16%

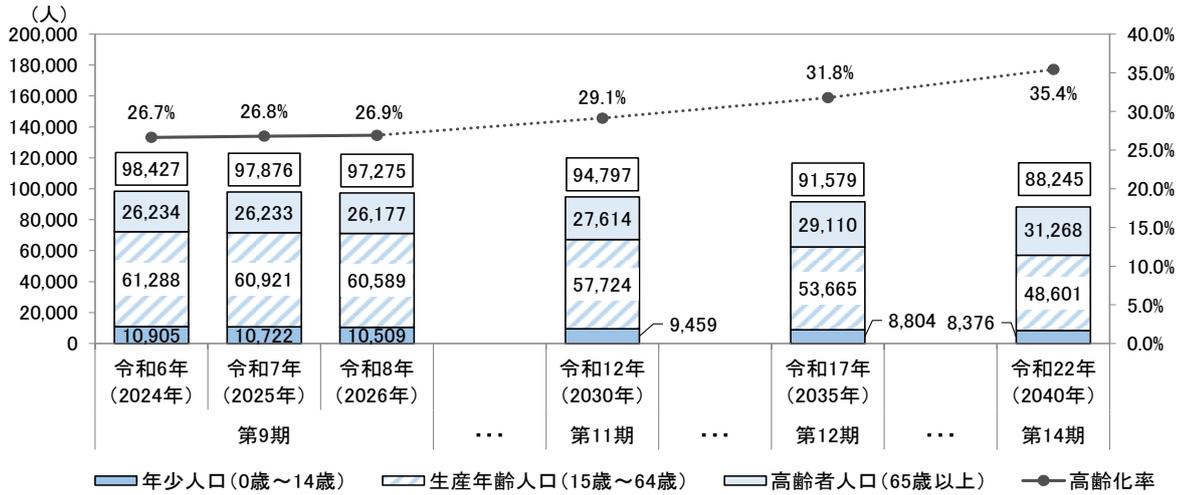
※資料：令和5年9月末日現在

高齢者人口等の推移・推計

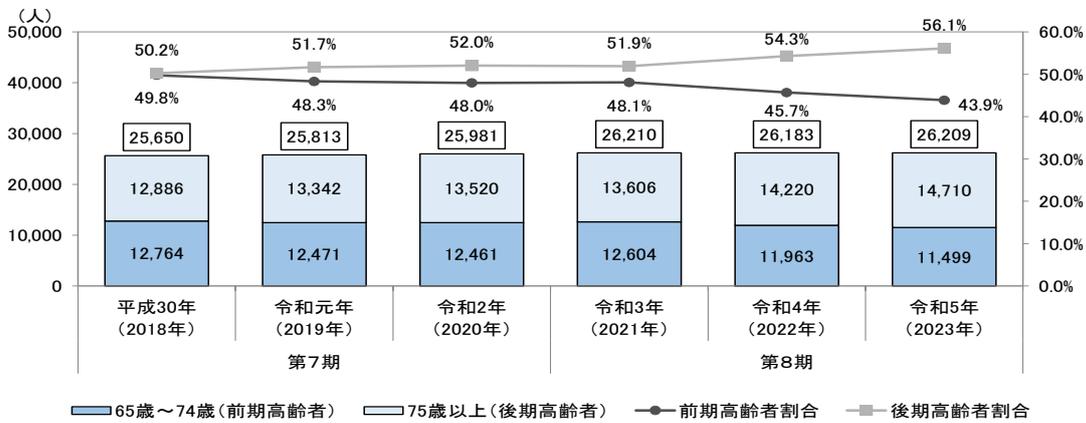
1 人口等の推移



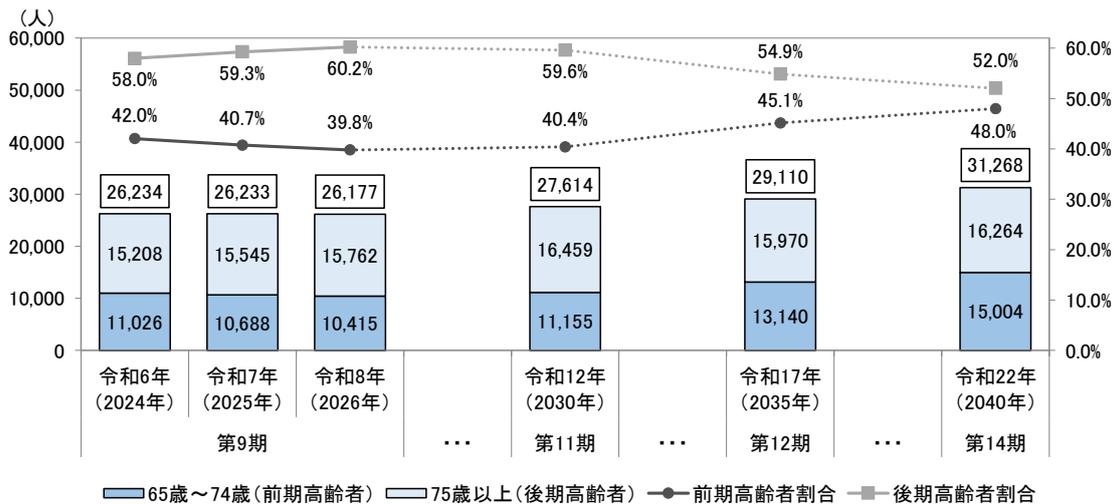
2 人口等の推計



3 前・後期高齢者別人口の推移



4 前・後期高齢者別人口の推計



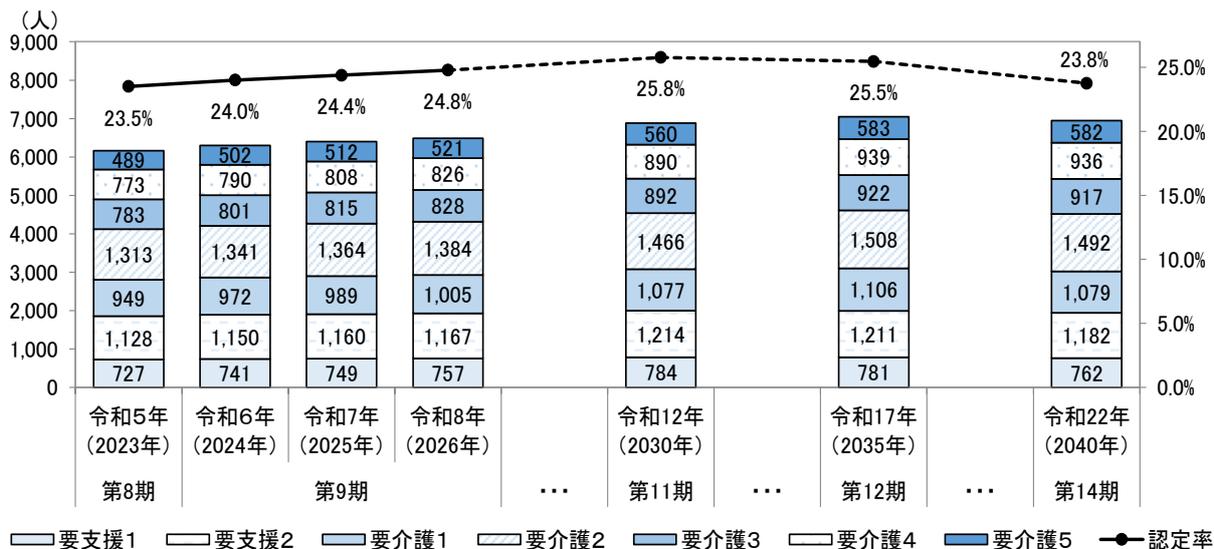
* グラフ「1 人口等の推移」及び「3 前・後期高齢者人口の推移」

資料：住民基本台帳 各年9月末日現在。

* 上記グラフ「2 人口等の推計」及び「4 前・後期高齢者人口の推計」

資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で各年9月末日時点推計。令和12(2030)年から令和22(2040)年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より各年10月1日時点の推計値を掲載。

5 認定者数の推計



※資料：将来推計人口及び厚労省「介護保険事業状況報告」令和5（2023）年9月月報をもとに、地域包括ケア「見える化」システムで各年9月末時点を推計。

計画の取り組み

1 計画の基本理念

**「尊厳を持って自分らしく暮らせる
共に支え合う すこやか・はつらつ いずみさの」**

第9期計画では、第5次泉佐野市総合計画の目標である「すこやかで、ひとがつながり支え合うまちづくり」を実現するため、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進をはかり、高齢者をはじめ誰もが笑顔で暮らせるような地域の実現を目標に、次の基本的視点を定め取り組みを進めていきます。

- **人と人がつながり、支え合う地域づくり**
地域に住む誰もが役割を持ち、いきいきと暮らすことのできる地域づくり。
- **高齢者が尊厳をもって、住み慣れた地域で暮らす**
高齢者をはじめすべての人が人権意識をもって生活していく地域づくり。
- **健康寿命を延ばす**
「健康寿命を延ばす」を合言葉にした介護予防や健康づくり。

2 計画目標

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 地域共生社会の推進 | (2) 認知症高齢者にやさしい地域づくり |
| (3) 高齢者の安心した暮らしの確保 | (4) 介護・福祉サービスの充実・強化 |

3 施策体系

<p>基本目標 1 地域共生社会の推進</p>	<p>(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進 ① 基幹型・機能強化型包括支援センター及び地域型包括支援センター ② 地域ケア会議の推進 ③ 地域支え合い体制の推進 ④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p> <p>(2) 医療・介護連携の推進 ① 医師会・多職種等との連携</p> <p>(3) 地域における自立した日常生活の支援 ① 介護予防の促進 ② 生活支援サービスの提供</p> <p>(4) 権利擁護の推進 ① 高齢者虐待の防止対策の推進 ② 権利擁護の推進</p> <p>(5) 生きがい・健康づくりの推進 ① 健康づくり、生活習慣病の予防 ② 生きがいづくりの推進 ③ 雇用、就業対策の推進</p>
<p>基本目標 2 認知症高齢者にやさしい地域づくり</p>	<p>(1) 認知症の予防と共生 ① 認知症への理解促進 ② 認知症予防のための活動の促進</p> <p>(2) 本人や家族介護者等への支援 ① 認知症の様態に応じた適時適切な医療・介護 ② 若年性認知症への取り組み ③ 介護者への支援</p>
<p>基本目標 3 高齢者の安心した暮らしの確保</p>	<p>(1) 高齢者の安心した暮らしの確保 ① 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり ② 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況</p> <p>(2) 災害時における高齢者の支援 ① 地域の絆づくり ② 感染症に対する備え、体制整備</p>
<p>基本目標 4 介護・福祉サービスの充実・強化</p>	<p>(1) 介護給付適正化の取り組み ① 介護支援専門員、サービス事業者への助言と支援 ② 介護給付適正化計画</p> <p>(2) 介護サービスの充実 ① 医療計画との整合</p> <p>(3) 利用者への支援 ① 相談・苦情解決体制の充実 ② 低所得者への負担軽減の取り組み</p> <p>(4) 福祉・介護人材確保・介護現場生産性向上の促進 ① 担い手の確保 ② 介護現場の革新</p> <p>(5) 保険者機能強化の取り組み ① 保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金</p>

介護保険料

第9期における第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料

第9期保険料				
所得段階	対象者	保険料比率 ※	年額（円） *	月額（円） *
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者及び本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	基準額×0.455 <0.285>	38,165 <23,906>	3,180 <1,992>
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以上120万円以下の人	基準額×0.685 <0.485>	57,458 <40,682>	4,788 <3,390>
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の人	基準額×0.69 <0.685>	57,877 <57,458>	4,823 <4,788>
第4段階	世帯に市民税課税者がおり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	基準額×0.9	75,492	6,291
第5段階	世帯に市民税課税者がおり、第4段階以外の人	基準額×1.0	83,880	6,990
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	100,656	8,388
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	109,044	9,087
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	125,820	10,485
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	142,596	11,883
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	159,372	13,281
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	176,148	14,679
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	192,924	16,077
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	201,312	16,776

※< >は、国・府・市による公費投入後の軽減保険料比率または額。

包括支援センターのご紹介

介護や仕事、子育て、障害のことなど、ともに考え、自立できるように応援します。

包括支援センターしんいけ

【新池中圏域】

佐野台地区

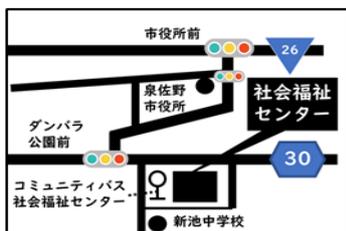
佐野台町、東佐野台
西佐野台町
南泉ヶ丘

中央地区

市場町、葵町
中町、松風台
日根野西町、幸町

日新地区の一部

中庄町、泉陽ヶ丘



〒598-0002 泉佐野市中庄1102番地
市立社会福祉センター1階
社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会
TEL/072-464-2366 ・ FAX/462-5400

佐野中圏域包括支援センター 泉ヶ丘園

【佐野中圏域】

一小地区

本町、元町、野出町
西本町、笠松町、松原町
松原団地住宅、羽倉崎町

二小地区

大宮町、栄町、若宮町
大西町、上町、高松町
高松東町、高松北町
高松南町、

三小地区

新町、春日町、旭町

未広地区

羽倉崎上町、東羽倉崎町、府住東羽倉崎、新安松町
東羽倉崎南町、長滝第一住宅（長滝2099）



〒598-0047 泉佐野市りんくう往来南5-17
社会福祉法人 泉ヶ丘福祉会
TEL/072-468-8103 ・ FAX/468-8104

第三中圏域包括支援センター ホライズン

【第三中圏域】

北中地区

下瓦屋町、鶴原町
鶴原中央住宅

長坂地区

新泉ヶ丘、泉ヶ丘
下瓦屋南町、貝田町
泉佐野鶴原住宅
鶴原北住宅、新家町
鶴原東町、見出住宅

日新地区の一部

湊町、上瓦屋町



〒598-0062 泉佐野市下瓦屋222-1
北部市民交流センター本館内
社会福祉法人 水平会
TEL/072-458-0088 ・ FAX/458-0087

日根野中圏域包括支援センター いぬなき

【日根野中圏域】

日根野地区

東上、久ノ木、中筋
西出、西上、野口
新道出、野々地藏
俵屋、

大土地区

上大木、中大木
下大木、土丸町

上之郷地区

母山、机場、女形、上村、中村、下村、郷田



〒598-0022 泉佐野市土丸388番地
社会福祉法人 犬鳴山
TEL/072-468-1170 ・ FAX/468-1177

長南中圏域包括支援センター レポート

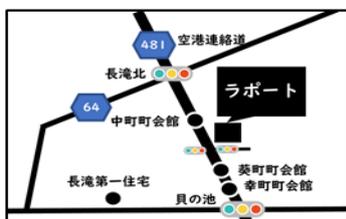
【長南中圏域】

長滝地区

東ノ番、中ノ番
西ノ番、新長滝
長滝住宅(長滝2357)

南中地区

安松町
岡本町
樫井東町、樫井西町



〒598-0034 泉佐野市長滝3672
社会福祉法人 常茂恵会
TEL/072-490-2031 ・ FAX/490-2033

基幹型・機能強化型包括支援センター

基幹包括支援センターいずみさの

〒598-0002 泉佐野市中庄1102番地
市立社会福祉センター1階
社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会
TEL/072-464-2977 ・ FAX/072-462-5400

概要版

泉佐野市
第9期
介護保険事業計画
高齢者福祉計画

～ いずみさの すこやか・はつらつプラン ～

令和6年（2024）年3月

発行 泉佐野市健康福祉部介護保険課・地域共生推進課
大阪府泉佐野市市場東1丁目1番1号
電話 072-463-1212（代表）